



資料提供

滋賀労働局発表
平成30年7月11日

担当

滋賀労働局労働基準部
健康安全課長 澤 源二
健康安全係長 尾川 篤史
電話：077-522-6650



滋賀労働局長が建設現場をパトロール

～ 7月20日から26日は
建設業労働災害防止強化週間 ～

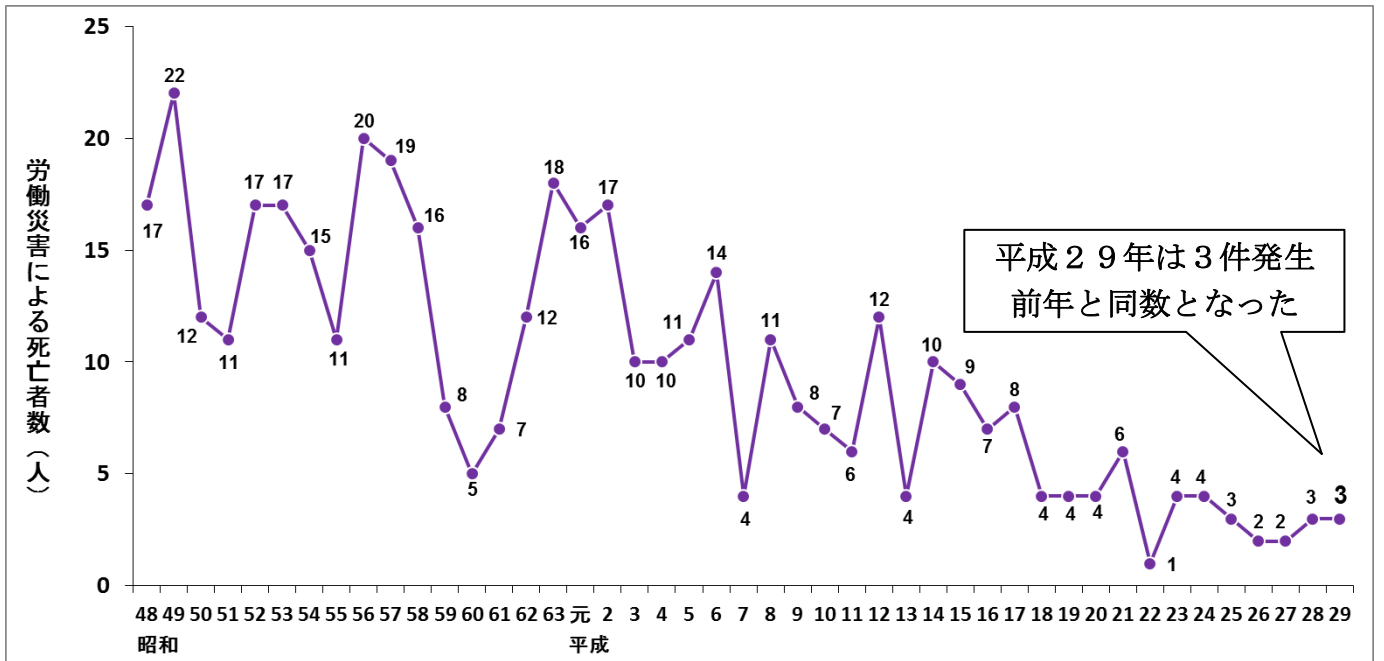
《ポイント》

- 1 滋賀県内における平成29年における建設業の労働災害の発生状況は、死亡災害が3人と前年と同数であったものの、休業4日以上死傷災害が124人と前年より6人の増加となりました。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は、「墜落・転落」災害によるものであり、また、「墜落・転落」災害が休業4日以上死傷災害全体に占める割合は、約34%と依然として高い水準で推移しています。(参考資料1～5)
- 2 平成30年度を初年度として新たに展開される第13次労働災害防止推進計画において、建設業における「墜落・転落」災害等の防止対策の推進は、死亡災害の撲滅を目指す上での重点事項としています。(参考資料6)
- 3 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています。(参考資料7)
- 4 強化週間中には、滋賀労働局長による現場パトロール（実施日時：平成30年7月25日(水)午前10時から、対象現場：野村公園体育館建設他工事、元請事業場：熊谷・ゆうあい特定建設工事共同企業体）を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけます。(参考資料8)
- 5 建設業労働災害防止協会滋賀県支部、滋賀労働局の主唱により、「建設業安全衛生大会」を平成30年7月23日(月)午後2時から、びわ湖大津プリンスホテルにおいて開催します。(参考資料9)
大会では、建設業労働災害防止協会滋賀県支部長、滋賀労働局長等が、各建設関係事業場、建設現場に対して、安全衛生活動の強化を呼びかけます。

是非、局長パトロールの取材をお願いします。

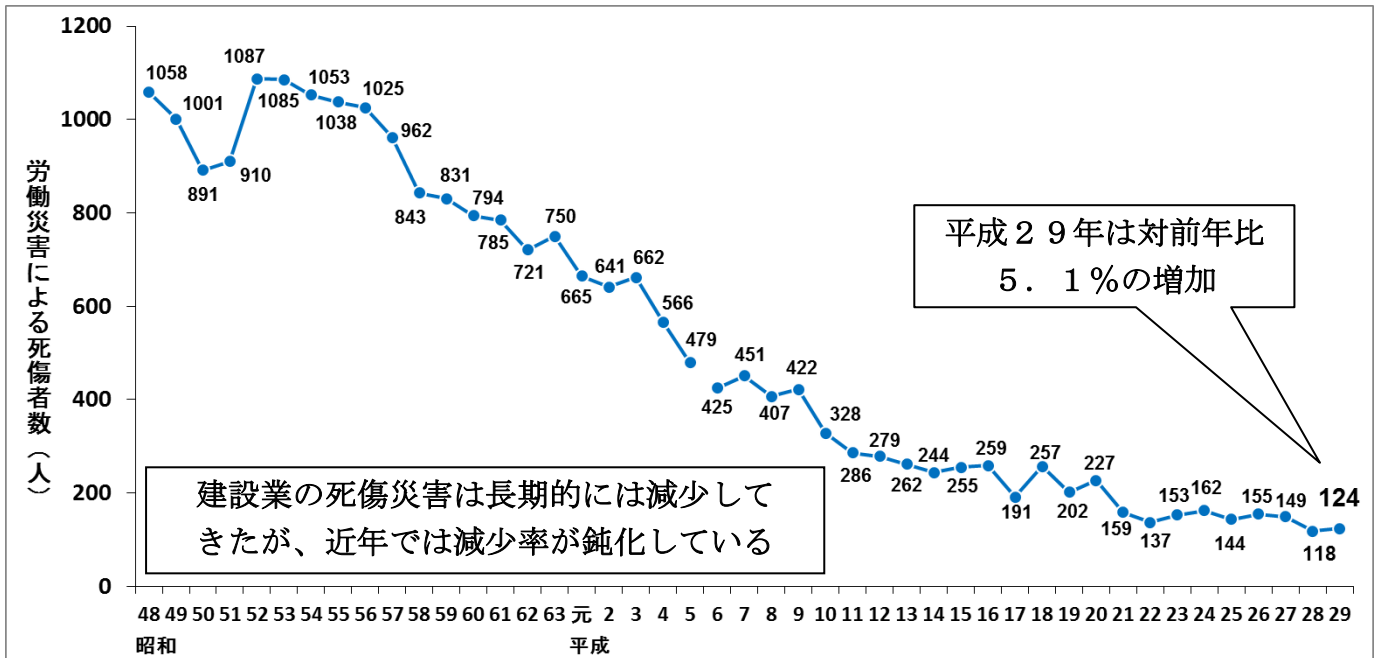
取材される場合は前日午後5時までに上記担当あてにご連絡をお願いします

参考1 死亡発生件数の推移（滋賀県 建設業）



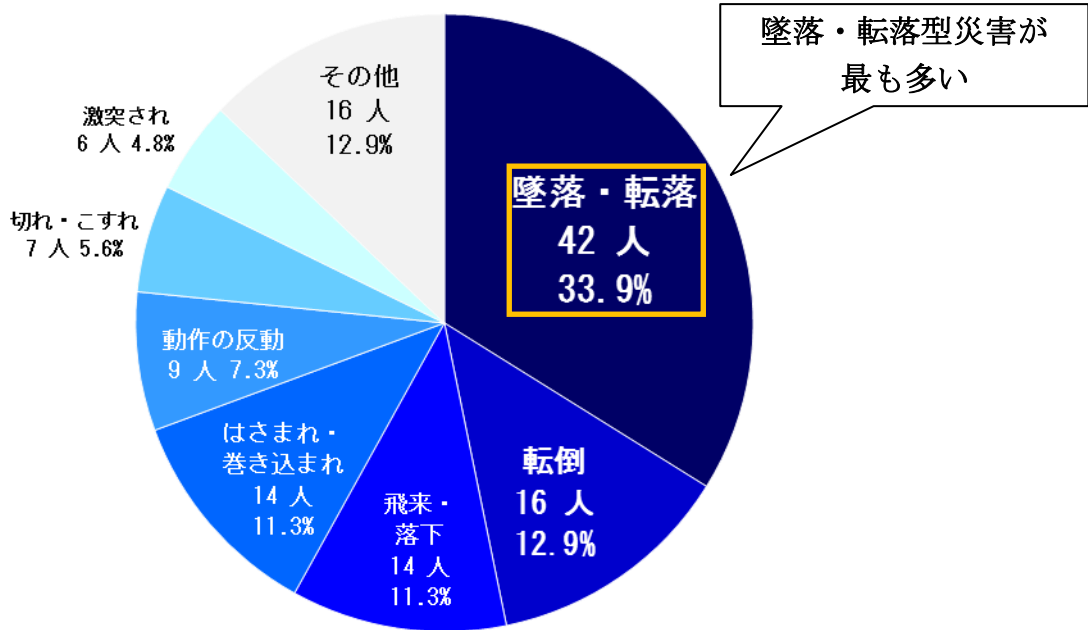
※ 死亡災害報告によるもの。

参考2 休業4日以上之死傷災害発生件数の推移（滋賀県 建設業）



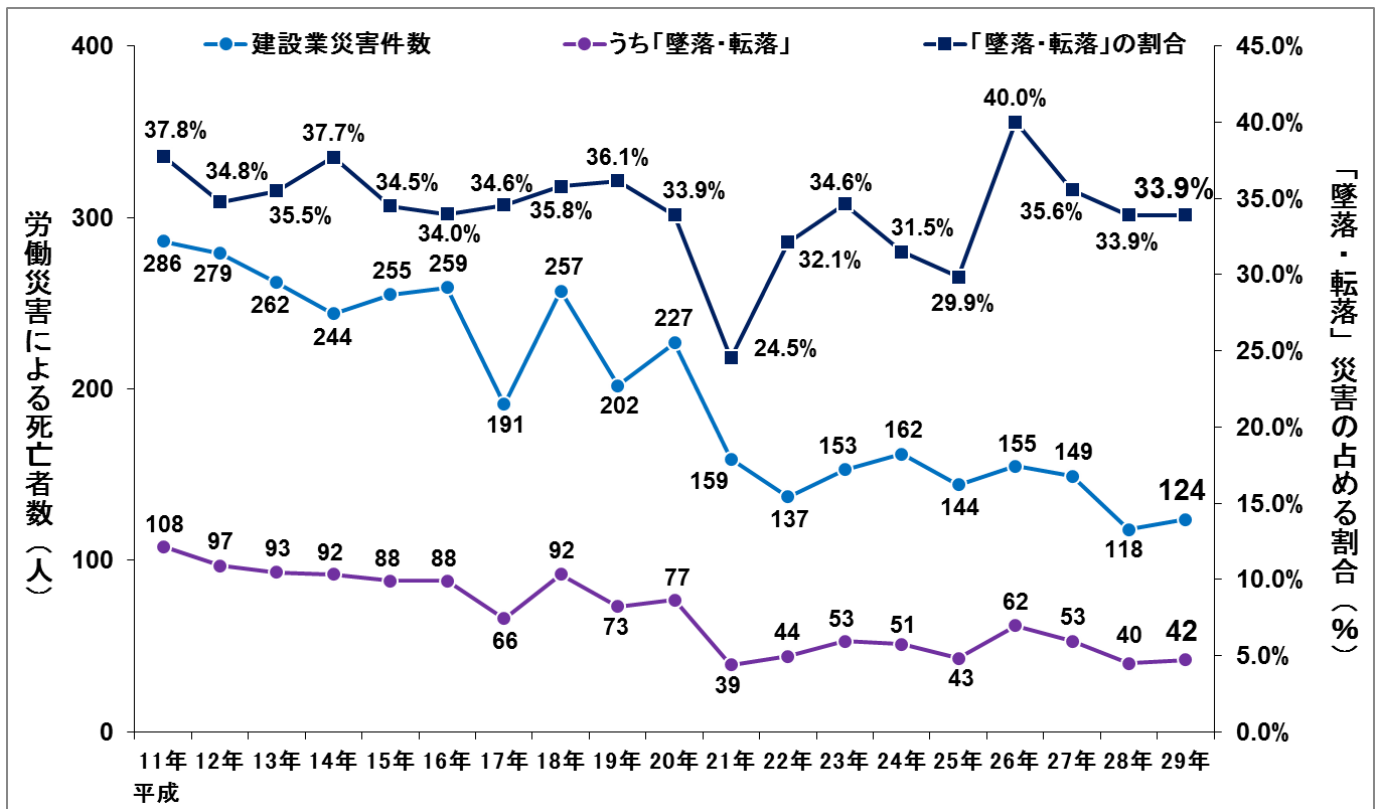
※ 休業4日以上之死傷災害は昭和48年から集計開始。平成4年までは労災給付データ、平成5年以降は労働者死傷病報告から集計したもの。

参考3 平成29年 事故の型別発生状況（滋賀県 建設業 休業4日以上之死傷災害）



※ 労働者死傷病報告によるもの。

参考4 「墜落・転落」による死傷者数と割合の推移



※ 労働者死傷病報告によるもの。

参考5 平成29年 死亡災害発生状況（滋賀県 建設業）

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の 職種年代	発生状況
1	建築工事業 3-2-9 (2名)	2月 14時頃	墜落、転落	防水工 20代	アルミ製の枠にガラスを取り付けた構造の屋根上で、防水工事の作業を行っていたところ、ガラスを踏み抜き、約9.2メートル下の建物床面に墜落した。墜落防止措置として安全帯の取付設備が設けられ、被災者は安全帯を身に着けていたものの、安全帯の使用が徹底されていなかった。
2	その他の建設業 3-3-9 (1名)	5月 12時頃	崩壊、倒壊	はつり工 50代	敷地境界に9段積みされたブロック塀の撤去作業中、2段目のブロックにおいて縦方向の鉄筋をガス溶断するため、ブロックの2段目と3段目の境目を、チッパーを用いてコンクリートを破砕し、鉄筋が見える状態にした。被災者は、ガス溶断を行うのに問題がないか目視確認を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、倒れてきたブロックの下敷きになったもの。
3	その他の建設業 3-3-1 (2名)	7月 16時頃	感電	電工 20代	設備移設に伴う配線作業において、被災者は、地上5mの箇所に存在する配管上でしゃがんで作業を行っていたが、配管上で倒れている状態で発見され、その後、搬送先の病院で死亡したもの。身体の一部に感電痕があり、感電したものと推定される。

※ 死亡災害報告によるもの。



第13次労働災害防止推進計画概要

計画期間：平成30年度（2018年度）から2022年度までの5か年

平成30年3月
滋賀労働局

計画の目標

死亡災害

- 死亡災害は一度発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ「死亡者ゼロ」を目指す。

死傷災害

- 全体の死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少
- 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店の死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率※で5%以上減少

※ 労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を指す

その他目標

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場（労働者数30人以上）の割合を80%以上
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上
- 第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛を死傷年千人率で5%以上減少

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 治療と仕事の両立支援の推進
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進
- (8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚等

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止 等

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保措置の推進
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
 - ・ 第三次産業、道路貨物運送事業などの業種対策
 - ・ 転倒災害の防止、腰痛や熱中症の予防、交通労働災害対策
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 治療と仕事の両立支援の推進

- 事業者団体、労働組合、医療機関等の関係者との緊密な連携による環境整備
- 企業と医療機関の連携の促進 等

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業単位の安全衛生の取組みの推進
- 企業集団、元方事業者等の安全衛生の取組
- 業界団体、災防団体等による安全衛生の取組
- 地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 各事業場における安全衛生管理組織の強化
- 安全衛生教育等の実施 等

(8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 安全衛生への取組みを行った事業場が評価されるような環境の構築
- 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚
- 積極的な広報活動の展開 等

平成30年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨

平成29年における滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害が3人と前年と同数であったが、休業4日以上死傷災害が124人と前年より6人の増加となった。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は「墜落・転落」災害によるものであり、また、「墜落・転落」災害が休業4日以上死傷災害全体に占める割合は、約34%と依然として高い水準で推移しており、重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害の対策をより一層進めていく必要がある。

滋賀県内においては、近年、熱中症による死亡災害が発生しており、特に、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避けられない業態である建設業は、熱中症対策に万全を期す必要がある。

このような状況に加え、近年では人手不足による経験年数の少ない労働者の労働災害が多く発生しており、現場の安全技術の適切な継承が求められているところである。昨年には厚生労働省で「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が策定され、建設業における中長期的な人材の確保が急務であるとされたところであるが、滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害の防止を一層徹底する必要があることから、安全帯の使用等、重篤な災害を防ぐことを目的とした「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」を現在推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある。

また、第13次労働災害防止推進計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、各事業場で1人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱GO（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

平成30年7月20日（金）から平成30年7月26日（木）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月13日（金）から7月19日（木）までを準備期間とし、7月27日（金）から7月31日（火）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災
(平成30年度全国安全週間スローガン)

4 主 唱 者

滋 賀 労 働 局
大 津 労 働 基 準 監 督 署
彦 根 労 働 基 準 監 督 署
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協 力 者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実 施 者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) ハーネス型安全帯の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価

参考8

平成30年度 滋賀労働局長による現場パトロール実施予定

- 1 実施日 平成30年7月25日(水) 10時00～11時45分
- 2 事業場 特定元方事業者：熊谷・ゆうあい特定建設工事共同企業体
工事名称：野村公園体育館建設他工事
所在地：滋賀県草津市野村三丁目
発注者：草津市
工期：平成29年6月26日～平成31年3月15日
進捗率：約50%（7月20日頃見込み）
工事概要：体育館新築工事（地上2階、RC一部S造）
予定作業：屋根トラス工事
予定人員：約100人（7月20日頃見込み）
- 3 出席予定者 ① 滋賀労働局 局長 他 計4名
② 建設業労働災害防止協会 滋賀県副支部長 他 計3名
③ 大津労働基準監督署 署長 他 計2名
④ 発注者（草津市） 未定
⑤ 施工者（熊谷・ゆうあいJV） 未定
- 4 当日のスケジュール（予定）
9：45 各参加者が現場に到着、現場事務所へ移動
10：00～10：25 滋賀労働局労働基準部健康安全課長から「開会の辞」
各参加者の紹介
施設目的、工事概要、安全衛生活動等の説明
10：25～10：30 現場朝礼場へ移動
10：30～10：35 現場所長から「挨拶」
10：35～10：40 滋賀労働局長から「安全訓話」
10：40～11：25 工事現場パトロール（その後、現場事務所へ移動）
11：25～11：30 建設業労働災害防止協会滋賀県副支部長から「総括講評」
11：30～11：35 大津労働基準監督署担当官から「個別講評」
11：35～11：40 職長会代表から「安全宣誓」
11：40～11：45 大津労働基準監督署長から「閉会の辞」
11：45 散開

5 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者あてご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

- ① 雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。
- ② 工事現場内ではヘルメット着用をお願いします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。
- ③ 現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します遵守事項の徹底をお願いいたします。

参考9

平成30年度 建設業安全衛生大会（概要）

1 趣旨等

建設業安全衛生大会は、平成2年に初めて開催して以降、毎年開催しており、今年で29回目を迎える。建設現場の労働災害を絶滅し、安全で快適な職場を実現するため、建設事業主とその従業員及び関係者が一堂に会し、職場の安全と健康管理に関する意識の高揚を図るもの。

2 主唱・主催

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

3 主唱

滋賀労働局

4 後援

滋賀県、一般社団法人滋賀県建設業協会、公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会、専門工事業者団体

5 日時

平成30年7月23日(月) 14:00～17:00頃

6 場所

びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」
(大津市におの浜4丁目7-7 TEL:077-521-1111)

7 参加者

- ・ 建設業労働災害防止協会滋賀県支部会員
- ・ 会員事業所の従業員、会員事業所の協力事業場等関係者
- ・ 建設産業団体関係者、専門工事業者団体関係者 ほか

8 大会次第

- ・ 開会の辞
- ・ 主催者挨拶
- ・ 主唱者挨拶
- ・ 安全衛生表彰
- ・ 来賓祝辞 滋賀県土木交通部長、国土交通省琵琶湖河川事務所長、建設業労働災害防止協会長
- ・ 大会宣言
- ・ 特別講演 演題：「建設現場の安全管理」
講師：建設業労働災害防止協会安全管理士 名須純市 氏
- ・ 閉会の辞

9 当日の取材について

建設業安全衛生大会も取材が可能です。取材いただける場合は、建設業労働災害防止協会滋賀県支部（滋賀県大津市におの浜1-1-18TEL:077-522-3232）あてご連絡いただきますようお願いいたします。